

		○農林水産省告示第五百三十五号	
沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和五十四年政令第二百二十四号）第二条の表第五号から第七号まで及び第四条の表第一号から第三号まで並びに沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和五十四年農林水産省令第二十二号）第一条の表第五号から第七号まで及び第三条の表第一号から第三号までの規定に基づき、沿岸漁業改善資金助成法施行令第二条の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を次のように定める。			
1 令和四年三月四日			
1 沿岸漁業改善資金助成法施行令（以下「令」という。）第二条の表第五号及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（以下「規則」という。）第一条の表第五号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。			
一 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第三条第一項の規定			
沿岸漁業従事者等（沿岸漁業改善資金助成法の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。）			
二 沿岸漁業従事者等が養殖技術を導入しようとする水域において、当該養殖技術の導入に係る普及度が十分でないこと。			
三 沿岸漁業従事者等が行おうとする養殖技術の導入が展示的効果及び波及的効果を有すること。			
四 沿岸漁業従事者等が導入しようとする養殖技術に関する大学その他の研究機関における基礎研究又は応用研究の成果が明らかであること。			
五 沿岸漁業従事者等が導入しようとする養殖技術について、現地において実証試験が既に行われていること。			
2 令第二条の表第五号及び規則第一条の表第五号の農林水産大臣が定める種類は、次のとおりとする。			
一 沿岸漁業従事者等が導入しようとする養殖技術について、現地において実証試験が既に行われていること。			
二 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。			
三 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入に係る普及度が十分でないこと。			
四 沿岸漁業従事者等が行おうとする漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有すること。			
5 令第二条の表第七号及び規則第一条の表第七号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。			
一 沿岸漁業従事者等が、養殖漁場の環境の保全及び養殖魚の安全性の確保を目的として、養殖密度の適正化、投餌の内容、量及び方法の改善並びに薬品及び漁網防汚剤の使用の適正化のため、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）第四条第一項の認定を受けた同項に規定する漁場改善計画又はこれに準ずる決めであつて次に掲げる事項を定めたものに基づいて、養殖漁場の改善のための措置を行おうとする水域において、養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うこと。			
イ 改善の対象となる養殖漁場及び養殖魚の種類			
ロ 養殖漁場の改善の方法			
ハ 有効期間			
二 その他必要な事項			
1 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。			
2 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入に係る普及度が十分でないこと。			
3 沿岸漁業従事者等が行おうとする漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有すること。			
4 令第二条の表第六号及び規則第一条の表第六号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。			
一 沿岸漁業従事者等が、水産資源の適正な管理を目的として、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十七条第一項の設定を受けた漁獲割当割合、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第二百四十二号）第十三条第一項の認定を受けた資源管理協定、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十号）第十二条の三第一項の認可を受けた資源管理規程若しくは漁業法第二百五十五条第一項の認定を受けた協定又はこれらに準ずる取決めであつて次に掲げる事項を定めたものに基づいて、水産資源の管理のための措置を行おうとする水域において、水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。以下この項において同じ。）を行うこと。			
イ 管理の対象となる漁場並びに水産資源及び漁業の種類			
ロ 水産資源の管理の方法			
ハ 有効期間			
二 その他必要な事項			
1 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。			
2 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入に係る普及度が十分でないこと。			
3 沿岸漁業従事者等が行おうとする漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有すること。			
4 令第二条の表第五号及び規則第一条の表第五号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。			
一 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。			
2 沿岸漁業従事者等が行おうとする漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有すること。			
3 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入に係る普及度が十分でないこと。			
4 沿岸漁業従事者等が行おうとする漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有すること。			
5 令第二条の表第六号及び規則第一条の表第六号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。			
一 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。			
2 沿岸漁業従事者等が行おうとする漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有すること。			
3 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入に係る普及度が十分でないこと。			
4 沿岸漁業従事者等が行おうとする漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有すること。			
5 令第二条の表第五号及び規則第一条の表第五号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。			
一 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。			
2 沿岸漁業従事者等が行おうとする漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有すること。			
3 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入に係る普及度が十分でないこと。			
4 沿岸漁業従事者等が行おうとする漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有すること。			

6 令第四条の表第一号及び規則第三条の表第一号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 原則として五日以上の期間の国内研修であつて、水産庁長官が別に定める基準に従い沿岸漁業に関する教育・試験研究機関において若しくは近代的な沿岸漁業を営んでる者の下で滞在して受けるもの又は沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受けるものであること。
- 二 原則として三十日を超える期間の国外研修であつて、水産庁長官が別に定める外国の教育・研修機関において又は当該外国の受入れ機関が推薦する近代的な沿岸漁業を営んでる者の下で滞在して受けるものであること。
- 7 令第四条の表第二号及び規則第三条の表第二号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。
- 一 青年漁業者又はその組織する団体が情報関連機器又は制御装置等を導入し、当該青年漁業者が、当該情報関連機器を用いて各種経営情報の収集及び活用、経営状況の把握及び分析等を行う経営手法又は当該制御装置等を用いて漁具若しくは施設の効率的な管理等を行う技術を習得するものであつて、経営能力の高度化に資するものであること。
- 二 沿岸漁業の生産性向上に資するとともに、将来、広範に普及すると見込まれる経営方法又は技術であること。
- 8 令第四条の表第三号及び規則第三条の表第三号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。
- 一 本資金の貸付けの対象となる沿岸漁業の経営が、次のいずれかに該当すること。
- イ 漁業外からの新規参入者その他の沿岸漁業経営の承継者でない者が新たに開始する経営
- ロ 沿岸漁業の承継者が開始する経営
- ハ 将来、沿岸漁業経営を承継することが見込まれる者が、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するため新たに開始する経営
- ニ 当該青年漁業者又はその組織する団体の導入しようとする経営又は技術が、当該水域における沿岸漁業の振興上必要かつ適切なものであること。
- 三 当該青年漁業者はその組織する団体の開始する経営が漁業権に基づく漁業に係るものである場合には、当該漁業権の行使が可能であると見込まれること。
- 四 第一号イ及びロの経営があつては、経営の基礎の形成のための年次計画を明確にした経営計画及び計画達成後の基本的経営方針が定められていること。
- 附 則
- この告示は、令和四年四月一日から施行する。